

# 健康福祉環境森林常任委員会報告

## 1. 大矢知地区不法投棄安全性確認調査の進捗状況

学識経験者6名で安全性確認調査専門会議を設置し、大矢知事案・内山町事案共に地質調査の結果について個別に意見を求めた。

地質調査の結果、土壌環境基準の設定されている23項目中廃棄物の埋立区域で、鉛、砒素、ふっ素、ほう素、ダイオキシン類の5項目が検出された。このうち土壌環境基準を超過した項目は、以下のとおり。

鉛	7検体：環境基準の2.0～7.0倍	※参考：ボーリング箇所 廃棄物埋立区域………16箇所 周辺地域………6箇所 ※尚、周辺地域では、環境基準を超過した項目はなし。
砒素	4検体：環境基準の1.8～4.1倍	
ふっ素	26検体：環境基準の1.1～6.0倍	
ほう素	9検体：環境基準の1.3～2.9倍	

## 2. 内山町不法投棄安全性確認調査の進捗状況

大矢知同様の地質調査の結果、廃棄物の埋立区域で、鉛、砒素、ベンゼン、ふっ素、ほう素、ダイオキシン類の6項目が検出され、このうち土壌環境基準を超過した項目は、以下のとおり。

ベンゼン	2検体：環境基準の2.0倍	※参考：ボーリング箇所 廃棄物埋立区域………6箇所 周辺地域………4箇所（うち1は未着手） ※尚、周辺地域では、環境基準を超過した項目はなし。
ふっ素	5検体：環境基準の1.1～1.4倍	
ほう素	6検体：環境基準の1.3～2.3倍	

## ◆大矢知事案・内山町事案に関して専門家の意見集約◆

生活環境保全上の支障のおそれについて判断するには、現在実施している地下水の水質調査結果を待つ必要がある。

また、人体への影響について判断するためには追加的な調査が必要であり、これらの調査結果も含めて総合的に判断する必要がある。

今回の調査結果のみからは生活環境保全上の支障のおそれについて言及できないが、今回の調査結果を以って緊急に対策を講じる必要性はないと思われる。

※年内に水質調査の結果が出てきますので第4回定例会で総合的な判断をすることになると思われます。



大矢知不法投棄現場視察

## パソコン教室のご案内

いながき昭義事務所では、パソコン教室を開校しています。初心者対象のパソコン教室ですので、「パソコンをやってみよう」「前に少し習ったことがあるけどそれ以来パソコンを使っていない」という方、是非お電話下さい。

- ◆ 営業時間：月曜日～木曜日 9:30～20:20
- ◆ 授業形態：少人数制、個別指導
- ◆ 料金：チケット制です。

10回講座分チケット（一回の授業は1時間20分）で10,080円  
一時間あたりの授業料に換算すると約750円と超格安です。  
その他、入塾時のみ、入会金（1万円）テキスト代（2,500円）がかかります。

※お申込み方法  
**0593-61-7875**  
までお電話ください。  
無料体験、随時募集しています。

◆三重銀行 三重支店  
口座番号 911077  
名義 昭友会 代表者 稲垣昭義

◆郵便局  
記号 12280 番号 26086671  
名義 昭友会 代表者 稲垣昭義

## 個人献金のお願い

いながき昭義の政治活動は、皆様方の個人献金にお支えいただいております。心から感謝申し上げますと共に、今後ともご支援賜りますようお願い申し上げます。勝手申しますが、右記口座にお志をお振込みいただきますようお願い申し上げます。尚収支報告につきましては、HPで詳細に公開しております。

[http://www.dream-21.jp/money\\_index3htm.htm](http://www.dream-21.jp/money_index3htm.htm)

# Dream21 (ドリーム21)

第15号

発行：いながき昭義と明日の三重を考える会 Tel 0593-61-7873 Fax 0593-61-7876  
《事務所》〒510-8012 四日市市茂福町9-27 URL <http://www.dream-21.jp>  
《自宅》〒512-0904 四日市市東坂部町266-6

後援会事務連絡

## いながき昭義4度目の一般質問に登壇!!

日頃は、いながき昭義の政治活動をお支えいただき、後援会活動にご理解をいただき誠にありがとうございます。

三重県議会第三回定例会が閉会し、「Dream21第15号」をお届けさせていただきます。この議会では、平成16年度企業会計決算認定、大矢知不法投棄の調査結果中間報告、フェロシルト問題、県立病院のあり方検討など盛りだくさんでした。いながき昭義は、一般質問、常任委員会、予算決算特別委員会で積極的に発言をし、提言を行ってまいりました。

平成16年度一般会計決算につきましては閉会中に決算委員会が開かれ継続して議論されます。

今後も、いながき昭義は、様々な提言、議論を行ってまいります。暖かいご支援、ご指導を賜りますよう心からお願い申し上げます。

いながき昭義後援会会長  
古市 祐治



## 平成17年第三回定例会報告 ～一般質問提案項目～

- ◆民間人校長の積極的登用を提案
- ◆高等学校長の採用方法にマニフェスト型完全公募制導入提案
- ◆教育委員会の権限委譲の促進、教育委員の輪番制改善を提案
- ◆大矢知不法投棄問題は全庁的な体制で望むよう要望
- ◆「肥料等の大量投与の防止に関する条例」制定を提案
- ◆産業廃棄物処理業者の優良性判断に係る評価制度導入を提案

※ 簡易議事録は本紙内面に記載。

## インターネット中継

昨年はじめた本会議のインターネット録画配信に加えて、今議会から常任委員会、特別委員会のインターネット中継がスタートしました。三重県議会のHPで是非一度ご覧下さい。

いながき昭義の発言をチェックして下さい。  
<http://www.pref.mie.jp/GIKAI/>

《いながき昭義登壇会議》

- ①一般質問
- ②健康福祉環境森林常任委員会
- ③行政のあり方調査特別委員会
- ④予算決算特別委員会

## いながき昭義県政報告会日程

第28回	11月27日(日) 14時～15時 桜地区市民センター	第29回	11月27日(日) 19時～20時 山田町高齢者若者センター
------	--------------------------------	------	-----------------------------------

※9月に予定しておりました第28回～31回の県政報告会は衆議院解散総選挙のため中止になりました。  
※恒例の県政報告会を行います。皆様お誘い合わせで是非ご出席下さい。

# 最年少三重県議会議員 いながき昭義後援会会報



### ◆10/3 いながき昭義一般質問議事録◆

**稲垣昭義委員：**平成12年、全国的には初めて民間人校長が誕生いたしました。三重県においては、平成15年に高校2名、小学校1名の民間人校長が採用され、今日では中学校1名が追加をされ、合計4名の民間人校長が採用されています。また、これまでに全国では92名の民間人校長が誕生し、年々その数は増えております。

民間人校長が学校に身を置いて感じる学校社会の問題を三つに整理すると、「組織の体をなしていない」、「責任感が非常に希薄な社会である」、「スピード感が全くない社会である」です。学校に民間人校長が入り、ほとんどの方がこのような実感を持っているということは、校長先生の力量や教員個々の問題ではなく、学校社会全体の構造的な問題であると感じます。

教育長にお尋ねしますが、本県として民間人校長を導入して2年がたちますがその検証をお願いします。また学校組織が持つ構造的な課題に対して抜本的な構造改革を行うことが民間人校長を導入した大きな意義になると考えますが、今後の対応をお示しください。また、今後の民間人校長登用について考えを聞かせて下さい。

**安田敏春教育長：**民間人校長は、教育に情熱を持っている人、柔軟な発想や企画力、民間企業で培われた組織経営の手腕を発揮しながら学校経営に当たることのできる人材を教員以外で広く求めるという趣旨で登用しました。これらの校長は早速、地域や学校の状況、課題を的確に把握し、リーダーシップを発揮し、新しい取組を進めてくれており成果を上げてくれています。

一方、課題は、民間人校長がその能力を十分発揮するための研修をきちっとやっていく必要があります。先ほどいろいろご紹介いただきましたが、校長自身が本県の場合でも戸惑っていると伺っていますので、教育委員会として窓口になって支援していく必要があると考えます。今後とも、校長の取組をバックアップできるよう心がけていきます。

また、今後の民間人校長の登用については現在の4名の活躍を見ながら考えて参ります。

**稲垣昭義委員：**これから校長に求められる能力は、今までの蓄積されてきた教育者としての力量とは大きく異なる別のマネジメント能力が必要になってきていると考えます。教員と校長は全く別の職種であるということを考えると、民間人校長を増やすことは本県にとって非常に重要だと考えます。一方、教員にとって、校長のポストが減ることによる働く意欲の低下といった懸念があることも事実です。

そこで、私からの提案は、校長については教員も民間人も同じ土俵で校長の試験を受け、選考いただく完全公募制

として、3年～4年のマニフェストを示していただき選考するよう提案します。マニフェスト型の完全公募制度導入について御答弁をお願いします。

**安田敏春教育長：**今、議員から提案いただきました完全公募制はいわば究極の制度だと思います。すぐにその制度に移ることは、まだまだ研究しなければならないと思います。ご提案の趣旨を十分に踏まえて、校長の選考には学校経営に求められる人材の確保に努めて参ります。

**稲垣昭義議員：**次に、教育委員会の組織の問題で、権限移譲についてお尋ねをします。

県教育委員会、市町村教育委員会、学校長といった三重構造の中で、教育委員会のあり方も大きく見直す必要があると考えます。主役である子供たちに一番身近なところで教育行政を行うためには、学校長重視の姿勢を明確にした組織をつくっていく必要があると思います。教育委員長にお尋ねします。これまでの権限移譲の取組と今後の予定をお示しください。

**竹下譲教育委員長：**議員が三重構造とおっしゃいましたが、私は、国、県、市、学校の四重構造だと教育委員になりました痛感しております。そういう中で、教育の基本は、地域の人間としてふさわしい人材の育成にあると考えております。そのためいかなる教育をするか、どういう人物を、指導者を教員にするか、それぞれ市町村で定めるのが原則であると考えます。

小・中学校の教育に関しては、原則的には市町村教委の裁量で行うべきであると考えますが、県教委としては、国全体の方針も尊重して市町村教委に伝えていきたいと思えます。また、県民の教育という立場から必要があれば、最小限に限って、市町村教委に意見を言っていきたいと思えます。また同様の考えで県立学校長に対しての権限委譲も行っています。

**稲垣昭義議員：**最後にもう1点お尋ねします。学校社会というのは「輪番表のある社会」であると思えます。今の時代、行政、政治に対して、県民がこういった「輪番表のある社会」を求めているか考えた時、時代はそうではないと思えます。それは教育行政に対しても同じことです。

これらのことから、まず県教育委員会の委員長並びに委員の輪番制を改めていただく必要があると考えますがいかがですか。

**竹下譲教育委員長：**私自身の任期もあと何日で終わりますが、私の後はこういう輪番制はやめて、適切な委員長がずっと続けられればと思っています。ただ、私個人としては、委員長になるとかなり負担が多いものですから、輪番制もいいなと考えております。

**稲垣昭義議員：**負担が多いからという個人的な事情もよくわかりますが、教育の重要な決定をいただく機関ですので、輪番制は改めていただくようご検討をお願いします

**稲垣昭義議員：**次に産業廃棄物行政について議論をさせていただきます。まず、県政の重要課題と知事も認識をいただいております大矢知地区の不法投棄問題について伺います。

有害物質の有無等の調査は、実施中ですので、結果が出てから中身の議論は常任委員会でしっかりやらせていただきますが、調査結果が出た後、具体的な対応策を提案することになると思います。この調査結果が出た後の県の体制は、環境森林部だけの問題ではなく、全庁的な体制をつくっていただく必要があると考えますがいかがでしょうか。

**野呂昭彦知事：**お尋ねの体制ということは、ご指摘のように、総合的に関係部局が知恵を出し合いしっかり取り組んでいくことが大事ですので、ご意見も踏まえ一体となって取組める体制を考えていきます。

**稲垣昭義議員：**今後の不法投棄の未然防止策として二つ提案させていただきます。群馬県で昨年制定をされました「肥料等の大量投与の防止に関する条例」を本県においても制定することを提案します。土壌改良剤の範囲は幅広く、法律で定められている肥料であれば規制がかからないという法の網の目を縫って、実際に肥料と称して産業廃棄物を投棄する悪質な事業者が存在します。本年に入ってから、長崎県、高知県、愛媛県、愛知県などで肥料と称した投棄が問題になっており、本県においても鈴鹿、四日市のお茶畑で同様の問題が起こっています。

廃棄物処理法など既存の法律では肥料の偽装に対応するのは非常に難しいことから、抑止効果を考え、「肥料等の大量投与の防止に関する条例」を本県にも制定をする必要があると考えますがいかがでしょうか。



東南アジアからの留学生と懇談

**油家正環境森林部長：**今、議員からお話ございましたように、それが肥料なのか、あるいは廃棄物なのか非常に悩ましい問題です。品質についてはチェックができますが、量になると難しい問題があり、明確な量についての判断基準がありません。したがって具体的な事例ごとに対応しているのが現状です。

今後、こういう肥料等という名のもとに行われる廃棄物の不適正な処理については、関係部局と連携して、一定の指針を設けていくことを検討します。条例制定は、技術的な問題、社会経済活動に与える影響等も考えなければなりませんので、事例を積み上げて他県の例も参考にしながら、適切に判断できる指針をまず作ります。

**稲垣昭義議員：**稲抑止効果という意味から考えますと、

指針を作っても効果は非常に弱いと考えます。条例として定めるとなると、管轄が農水商工部所管とのことから条例化に関して農水商工部長ご答弁をお願いします。

**石垣英一農水商工部長：**先ほど環境部長の言いましたように、それぞれ想定されるものについての指針を、まず先につくる必要があると考えます。今後、両部で、現実にもそういう事態が起こっているわけですから、検討していきたいと思えます。

**稲垣昭義議員：**環境森林部長も農水商工部長も条例をつくるのはためらいがあるようですが、今問題となっている、産業廃棄物を肥料と名前をかえる悪質な事例が全国でたくさん見受けられる事態を十分考え、そういう事例を三重県においては絶対に許さないという姿勢で取組んでいただきたいと思えます。

もう1点ですが、産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度についてお尋ねします。この制度は、本年4月から国でスタートをし、処理業者が許可の更新時等に、遵法性、事業の透明性、環境保全への取組という三つの基準にすべて適合している処理業者であるかを都道府県が確認し、優良業者としての認定を行うといった制度です。

優良業者と悪質業者を区別するこの制度の導入は非常に大きな意義があると考えます。全国に先駆けて優良化制度を導入すべきだと考えますがいかがでしょうか。

また、その際、本県が独自に定めております環境マネジメントシステムのM-E-M-Sを有効に活用できるような国とも調整いただきたく思えます。

**油家正環境森林部長：**優良評価制度は、早い導入に向けて頑張って検討をしています。国のこの制度の導入も一つの方法ですが、本県はM-E-M-Sといった独自のシステムがありますので国の方へ要望、要求をしていきます。

**稲垣昭義議員：**今日、いろいろと議論をさせていただいた中で、「肥料等の大量投与の防止に関する条例」を作ったり、優良化制度を導入するだけで、不法投棄は、完全になくなるわけではないと思えます。しかしそういう取組を徐々に進めていくことが非常に大切だと思っています。不法投棄の問題は非常に難しい課題であるということは十分認識していますが、これからも自分なりに知恵を出し、勉強し、ご提案させていただき、議論をさせていただきますので、今後もよろしくお願いします。本日は本当にありがとうございました。



行政のあり方調査特別委員会 千葉県庁視察